

須崎市監査委員告示第 3 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、令和 3 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表します。

令和 4 年 12 月 20 日

須崎市監査委員 畠 中 健 治

須崎市監査委員 佐 々 木 學

(令和4年 実施)

---

令和3年度

財政援助団体及び指定管理者  
監査結果報告

---

須崎市監査委員

## 目次

第1 財政援助団体監査結果報告書 .....	1
I 監査の概要 .....	1
II 監査の結果並びに意見 .....	2
団体名 1：太田 節子 .....	3
団体名 2：公益社団法人 須崎市・中土佐町シルバー人材センター .....	5
第2 指定管理者監査結果報告書 .....	7
I 監査の概要 .....	7
II 監査の結果並びに意見 .....	8
指定管理者 1：特定非営利活動法人すさきスポーツクラブ.....	9
指定管理者 2：浦ノ内地区地域自主組織 .....	13

# 第1 財政援助団体監査結果報告書

## I 監査の概要

### 1. 監査を実施した監査委員

畠 中 健 治

高 橋 祐 平

### 2. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査

### 3. 監査の対象

令和3年度に須崎市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものの執行状況について次の団体等を監査の対象とした。

なお、監査の対象は事前に複数の財政援助団体を抽出し、所管課並びに関係団体に対してチェック・シートによる予備調査を実施した上で決定したものである。

#### 財政援助団体（補助金交付団体）

No	団体名等	補助金の名称
1	太田 節子	令和3年度 須崎市移住者又は移住希望者のための空き家活用促進事業費補助金
2	公益社団法人 須崎市・中土佐町 シルバー人材センター	令和3年度 須崎市高齢者就業機会確保事業費補助金

### 4. 監査の範囲

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

### 5. 監査の期間

令和4年7月29日から令和4年9月29日まで

## 6. 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びにそれぞれの関係者及び関係職員から説明を求め、質疑を行うとともに、必要に応じて現地に出向く等して監査を実施した。

### (1) 【所管課】

- ア 補助金等の交付決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確なもので、公益上の必要性が認められるか。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確なものか。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正なものか。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等に基づいているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

### (2) 【財政援助団体】

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

## II 監査の結果並びに意見

監査した結果、財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、これ以外にも監査時において、公表にまでは至らない軽微な事項については口頭で改善を指導した。

団体名 1 : 太田 節子

---

1 補助金の概要

- (1) 補助金の名称 令和3年度 須崎市移住者又は移住希望者のための空き家活用促進事業費補助金
- (2) 事業名 令和3年度 須崎市移住者又は移住希望者のための空き家活用促進事業
- (3) 補助金交付額 1,824,000 円
- (4) 所管課 元気創造課

2 補助金の目的

本市への移住者、又は移住希望者の定住を目的として行われる住宅の改修に要する経費の補助。

3 補助事業の内容

移住希望者に空き家を提供しようとするもの、又は移住者に空き家を既に提供している住宅の改修。

4 補助金の経理

補助金は、次表のとおり収入されていた。

補助金の収入状況等				
				(単位:円)
交付方法	収入年月日	収入金額	戻入年月日	返還金額(戻入金額)
精算払	令和4年2月10日	1,824,000		

## 5 補助対象事業の決算状況

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入	金 額	支 出	金 額
市補助金	1,824,000	改修工事一式	1,709,029
自己資金	1,359,183	改修工事一式	1,474,154
合 計	3,183,183	合 計	3,183,183

## 6 補助金の使途

事業費補助金の対象経費は、須崎市移住者又は移住希望者のための空き家活用促進事業に係る経費である。

当補助金が補助対象以外に充当された事実は見受けられなかった。

## 7 監査の結果並びに意見

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支精算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、補助金に係る収支の会計経理など、出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

## 団体名 2：公益社団法人 須崎市・中土佐町シルバー人材センター

---

### 1 補助金の概要

- (1) 補助金の名称 令和3年度 須崎市高年齢者就業機会確保事業費補助金
- (2) 事業名 令和3年度 須崎市高年齢者就業機会確保事業
- (3) 補助金交付額 9,597,000 円
- (4) 所管課 長寿介護課

### 2 補助金の目的

定年退職後等の高年齢者に対して地域密着型の仕事を提供することで、高年齢者が自己の労働能力を活用し、働く機会の確保、生きがいの充実、健康と福祉の増進を図るため。

### 3 補助事業の内容

- 1. 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）、又はその他の軽易な業務にかかる就業（雇用によるものを除く）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- 2. 臨時的かつ短期的な雇用による就業、又はその他に軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高齢者のために職業紹介事業、又は一般労働者派遣事業を行うこと。
- 3. 高齢者に対し臨時的かつ短期的な就業、及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- 4. 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業、及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- 5. 上記に掲げるものの他、高齢者の多様な就業機会の確保、及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- 6. その他公益目的を達成するために必要な事業を行うこと。

#### 4 補助金の経理

補助金は、次表のとおり収入されていた。

補助金の収入状況等				
				(単位:円)
交付方法	収入年月日	収入金額	戻入年月日	戻入金額
概算払	令和3年4月15日	4,799,000		
	令和3年7月30日	4,798,000		

#### 5 補助対象事業の決算状況

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

##### 補助事業費決算状況

補助事業費決算状況			
			(単位:円)
収入	金額	支出	金額
受託事業収益	116,268,974	事業費	135,401,303
派遣事業収益	217,131	管理費	2,200,137
受取会費	591,000		
受取補助金	25,122,000		
雑収益	17,510		
合計	142,216,615	合計	137,601,440

収支差引 4,615,175円

#### 6 補助金の使途

事業費補助金の対象経費は、高年齢者就業機会確保事業に係る経費である。  
当補助金が補助対象事業以外に充当された事実は見受けられなかった。

#### 7 監査の結果並びに意見

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支精算書及び補助金の  
出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、補助金に係る収支の会計経理など、  
出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

## 第2 指定管理者監査結果報告書

### I 監査の概要

#### 1. 監査を実施した監査委員

島 中 健 治

高 橋 祐 平

#### 2. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による指定管理者監査

#### 3. 監査の対象

指定管理者

No	公の施設名	指定管理者	所轄課
1	須崎市立スポーツセンター	特定非営利活動法人 すさきスポーツクラブ	文化スポーツ ・観光課
2	須崎市立浦ノ内市民交流会館	浦ノ内地区地域自主組織	生涯学習課

#### 4. 監査の範囲

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

#### 5. 監査の期間

令和4年7月29日から令和4年9月29日まで

#### 6. 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、事前に所管課に対するチェック・シートを使用した予備調査を事前に行うとともに、監査対象に示した公の施設の所管課及び指定管理者から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに現

地調査及びそれぞれの関係者、関係職員から説明を受け、質疑を行うなかで監査を実施した。

(1) 【所管課】

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 【指定管理者】

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用促進のための努力はなされているか。
- エ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。  
また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- オ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。  
また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

## II 監査の結果並びに意見

監査した結果、指定管理に係る出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部に改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図り、今後の事務執行に万全を期されるよう望むものである。

なお、これ以外にも監査時において、公表にまでは至らない軽微な事項については、口頭で改善を指導した。

## 指定管理者 1：特定非営利活動法人すさきスポーツクラブ

---

### 1 施設の概要

名 称 須崎市立スポーツセンター  
所在地 須崎市浦ノ内東分2269番地4

#### 構成する施設名

- ・よこなみアリーナ
- ・カヌー場
- ・横浪運動広場
- ・シーパーク大島

### 2 指定管理の経過

平成 15 年 9 月に施行された地方自治法の改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が導入された。

この制度の趣旨は、公の施設の管理運営に民間の活力を導入し、その設置目的の最大限の有効活用を図り、より柔軟で質の高い市民サービスを提供するとともに、競争原理によるコストの削減を図ることである。

当施設の管理は、指定管理者制度を導入し、以下の経緯のとおり特定非営利活動法人すさきスポーツクラブが公募による選定に基づき、指定管理者に指定されている。

○ 指定管理者選定等の経緯

平成23年 8月26日	指定管理者選定委員会は、須崎市立スポーツセンターの指定管理者を公募により選定すること等について判定
平成23年10月 7日	指定管理者選定委員会は、須崎市立スポーツセンターの指定管理者募集要項等について決定
平成23年11月 1日	市長は、須崎市立スポーツセンターの指定管理者募集について公告
平成23年12月22日	指定管理者選定委員会は、須崎市立スポーツセンターの指定管理者として特定非営利活動法人すさきスポーツクラブを選定することについて決定
平成24年 3月23日	平成24年3月市議会定例会において、須崎市立スポーツセンターの指定管理者を特定非営利活動法人すさきスポーツクラブに指定する議案を原案可決
平成24年 4月 1日	指定管理に関する協定の締結
平成24年11月 2日	指定管理者選定委員会は、平成24年7月に発覚した須崎市立スポーツセンターの使用等に係る不正な事務処理について、指定管理者から提出された始末書に基づき検討した結果、管理運営業務の改善を勧告することとし、指定管理者としては引き続き指定することを決定
平成24年11月12日	須崎市長は指定管理者に対して、須崎市立スポーツセンターの管理運営に関する改善を勧告
平成29年 3月16日	平成29年3月市議会定例会において、須崎市立スポーツセンターの指定管理者を特定非営利活動法人すさきスポーツクラブに指定する議案を原案可決
平成29年 4月 1日	指定管理に関する協定の締結 協定期間：平成29年4月1日から令和2年3月31日
令和 2年 3月19日	令和2年3月市議会定例会において、須崎市立スポーツセンターの指定管理者を特定非営利活動法人すさきスポーツクラブに指定する議案を原案可決
令和 2年 3月30日	指定管理に関する協定の締結 協定期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日

### 3 市と指定管理者との協定等の主な内容

- (1) 協定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。  
(協定第6条)
- (2) 管理運営業務の内容は、指定管理者仕様書のとおりとする。  
(協定第8条)

#### 主な内容

- ア 施設の管理運営に関すること
- イ 施設及び設備の維持管理に関すること
- ウ 生涯スポーツの振興に関すること
- エ 須崎市の開催する事業の協力に関すること
- オ 災害時の避難所運営に関すること

- (3) リスク分担について (協定第11条)
- (4) 緊急時の対応について (協定第12条)
- (5) 情報の管理について (協定第13条)
- (6) 事業計画書について (協定第15条)
- (7) 事業報告及び検査について (協定第16条)
- (8) 管理運営業務実施状況の確認について (協定第17条)
- (9) 改善勧告について (協定第18条)
- (10) 管理運営状況の評価及び公表について (協定第19条)
- (11) 指定管理料について (協定第20条)

### 4 事業の概要

主な事業は、須崎市立スポーツセンターの各施設が、市民スポーツ及び体力づくり活動の拠点となるような管理・運営を行うことである。

### 5 収入の状況

指定管理者である須崎市立スポーツセンターの、令和3年度指定管理料の収入状況は、別表のとおりである。

指定管理料 33,066,787 円

補助金の収入状況等				
				(単位:円)
交付方法	収入年月日	収入金額	返還金額(戻入金額)	備考
概算払	令和3年4月21日	9,551,750	5,140,213	
	令和3年7月21日	9,551,750		
	令和3年10月21日	9,551,750		
	令和4年1月21日	9,551,750		

## 6 監査の結果並びに意見

須崎市立スポーツセンターの指定管理者である特定非営利活動法人すさきスポーツクラブ及び所管する文化スポーツ・観光課（令和3年度までは生涯学習課）について監査を行った結果、協定書に係る施設の管理並びに仕様書に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、下記のとおり改善を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。なお、これ以外にも監査時において、公表にまでは至らない軽微な事項については、口頭で改善を指導した。

### 記

#### 【指摘事項】

所管課については、基本協定書第19条の規定では、管理運営状況及び実績を評価し、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表することとなっている。

平成28年度実施の監査でも指摘しているが現在も行われていない。速やかに評価を行ったうえで通知、公表されたい。

## 指定管理者 2：浦ノ内地区地域自主組織

---

### 1 施設の概要

名 称	須崎市立浦ノ内市民交流会館
所在地	須崎市浦ノ内東分168番地32
施設概要	地上1階 RC一部S造 大会議室 会議室2室 和室2室 図書室 調理実習室 談話室 事務室 WC 駐車場

### 2 指定管理の経過

平成15年9月に施行された地方自治法の改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が導入された。

この制度の趣旨は、公の施設の管理運営に民間の活力を導入し、その設置目的の最大限の有効活用を図り、より柔軟で質の高い市民サービスを提供するとともに、競争原理によるコストの削減を図ることである。

当施設の管理は、指定管理者制度を導入している。施設の性格、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、地域住民で組織される団体が管理することで、事業効果が明確に期待できると判断され、公募によらない指定管理者として浦ノ内地区地域自主組織を指定している。

○ 指定管理者選定等の経緯

平成29年 3月16日	平成29年3月市議会定例会において、須崎市立浦ノ内市民交流会館の指定管理者として、浦ノ内地区地域自主組織を指定する議案を可決
平成29年 4月 1日	指定管理に関する協定の締結 協定期間：平成29年4月1日から令和2年3月31日
令和 2年 3月19日	令和2年3月市議会定例会において、須崎市立浦ノ内市民交流会館の指定管理者として、浦ノ内地区地域自主組織を指定する議案を可決
令和 2年 4月 1日	指定管理に関する協定の締結 協定期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日

3 市と指定管理者との協定等の主な内容

- (1) 協定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。  
(協定第5条)
- (2) 管理運営業務の内容は、指定管理者仕様書に定めたとおりとする。  
(協定第7条)

主な内容

- ・施設の利用に関すること
- ・施設及び設備の維持管理に関すること
- ・施設等の清掃に関すること
- ・公民館事業の実施に関すること
- ・地域課題の解決に関すること
- ・管理運営のための体制の整備に関すること
- ・使用料に関すること
- ・利用者の安全確保に関すること
- ・個人情報保護に関すること
- ・情報公開に関すること
- ・事業報告に関すること
- ・災害時の避難所運営に関すること

- (3) リスク分担について (協定第14条)
- (4) 緊急対策について (協定第15条)
- (5) 情報の管理について (協定第16条)
- (6) 事業報告書の作成及び提出について (協定第19条)

#### 4 事業の概要

主な事業は、生涯学習を推進する施設として、明るく豊かな市民生活の向上に寄与するとともに、地域の活性化を図りながら、平等・安全・快適な利用ができるように努め施設の効率的、弾力的な管理、運営を行うことである。

#### 5 収支の状況

指定管理者である須崎市立浦ノ内市民交流会館の、令和3年度指定管理料の収入状況は、別表のとおりである。

指定管理料 11,553,069 円

補助金の収入状況等				
				(単位:円)
交付方法	収入年月日	収入金額	返還金額(戻入金額)	備考
概算払	令和3年4月15日	3,764,000	810,931	
	令和3年7月21日	2,900,000		
	令和3年10月21日	2,900,000		
	令和4年1月21日	2,800,000		

#### 6 監査の結果並びに意見

須崎市立浦ノ内市民交流会館の指定管理者である浦ノ内地区地域自主組織及び所管する生涯学習課について監査を行った結果、協定書に係る施設の管理並びに仕様書に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されているものと認められた。